

大阪府咲洲庁舎食堂営業に係る仕様書

1 使用許可物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	位置
大阪府咲洲庁舎 6階 大阪市住之江区南港北一丁目 1 4 - 1 6	厨房 他 1 7 2 . 8 6 m ²	一式	別図

2 経費の負担

- (1) 募集要項 3 公募条件等 (4) ②に定める光熱水費及びその他必要な経費のうち、光熱水費に係る負担内容は、次のとおりとします。

【電気使用料】

電気使用料は、食堂にあらかじめ設置している子メーターの指示値により計測した使用量に応じて積算した額とします。

【空調使用料】

空調使用料の負担はありません。

【水道使用料】

水道使用料は、食堂にあらかじめ設置している子メーターの指示値により計測した使用量に応じて積算した額とします。

【ガス使用料】

営業事業者と大阪ガス(株)との間で直接、ガス需給契約を締結していただき、ガス使用料を負担していただきます。

- (2) 清掃、消毒等の衛生管理、ごみ処理等、使用物件の維持管理に付随して通常必要とする業務は、営業事業者が自ら行うか、又は専門業者との間で直接委託等することとし、それに要する経費及びその他の食堂営業に係る経費は営業事業者の負担とします。

3 使用条件等 (※開庁日、閉庁日については、6 ⑤を参照願います。)

(1) 営業時間

営業時間は、大阪府咲洲庁舎の開館時間内（午前 6 時から午前 0 時まで）を考慮の上、営業事業者が定めることとします。ただし、開庁日の午前 11 時から午後 2 時の間は、特別な事情のない限り必ず営業しなければなりません。

営業事業者は決定後速やかに営業時間を府に報告の上、承認を受けなければなりません。なお、営業時間を変更する場合も同様です。

(2) 大阪府咲洲庁舎の出入口開閉時間等

- ・大阪府咲洲庁舎の開館時間は午前 6 時から午前 0 時です。
- ・大阪府としての開庁時間は、平日の午前 9 時から午後 6 時です。
- ・夜間通用口の開扉は午前 6 時、閉扉は午前 0 時ですが、館外への退出は可能です。
なお、従業員には夜間通行用に通行カードを発行します。
- ・厨房他への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については、府の指示に従うものとします。

(3) 室管理

室内のうち、使用許可部分以外は営業時間外に大阪府で使用することがあり室内全ては占有できませんので、貴重品等の管理は徹底してください。

ただし、営業時間中の食堂としての利用は認めますので清掃等の管理は、営業事業者で行ってください。

(4) 証明書の携行・表示

営業事業者は、庁舎内に入出する従業者に対し、証明書を携行・表示させるものとします。

(5) 火元責任者の配置及び防火・防災管理者の設定

使用許可物件には、常勤の火元責任者を配置し、従業者を含めて防火管理を徹底するものと

します。また、防火・防災管理者を設定してください。

(6) 庁舎敷地内禁煙について

庁舎敷地内は、終日禁煙（指定場所を除く）としていますので、従業者に徹底していただくとともに、食堂・厨房内も全面禁煙とします。また、食堂内に利用者に対する禁煙表示を行ってください。

(7) 食材・物品類の搬入・搬出について

食材、販売品の搬入及び廃棄物等の搬出を行う際は、通行者や他の車両の妨げにならないよう配慮してください。駐車場所及び搬入出経路は、あらかじめ府の指示を受けた方法によることとします。

(8) 食堂・厨房内の現状について

使用許可対象の各室内は、日常の清掃を行っていますが、建物の経年年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。府は原則として、使用許可前、使用許可後に関わらず、これらの経年による傷み・汚れの修復は行いません。クリーニングや模様替えを行おうとするときは、営業事業者の負担により行ってください。

(9) 厨房設備・備品等

厨房設備・什器・備品等については、営業事業者の費用負担により用意してください。

ただし、営業事業者は、別紙「大阪府咲洲庁舎食堂 物品一覧」に掲載の物品を府から貸与を受けて使用することができます。なお、それらの什器備品等について、機能及び状態を十分確認してください。府は使用期間中の耐用を保証するものではありません。使用に際して修繕等が必要な場合は、営業事業者が費用負担していただきます。

貸与を必要としない什器、備品等は、申し出により府が回収・処分を行います。

(10) 提供メニュー及び提供価格

- ① 提供メニューは、下表の必須メニューをレギュラーメニューとして用意しなければならないものとします。
- ② 募集要項3公募条件等(2)④に定める使用料の減額を受けようとするときは、下表の提供価格に従うものとします。なお、消費税改定等により提供価格を変更する場合は、事前に府の承認を受けなければなりません。
- ③ **大阪スマートシティ戦略に基づき、支払いに関しては電子決裁の導入を推奨しております（現金払いを禁止するものではありません）**

《必須メニュー表》

メニュー名	提供価格（消費税込み）
日替わり定食（A）	620円以下
日替わり定食（B）	540円以下
日替わり定食（C）	460円以下
カレーライス	320円以下
きつねうどん・そば	220円以下

※ 各テーブル上に調味料（ソース、しょうゆ等）及び湯茶水の提供を行ってください。

- (11) 提供するすべてのメニューには、カロリー表示及びアレルギー表示を行ってください。
- (12) 酒類、タバコ、青少年に有害な図書類等の販売は禁止します。
- (13) 食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて営業事業者の負担で行うこととします。
- (14) 営業事業者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生法上の発生事案については、すべて営業事業者の責任と負担において対処しなければなりません。
- (15) 使用許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示は認めません。
- (16) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこととします。
- (17) 非常時の対応

府域において大地震、大型台風、大規模事故・事件、その他社会的影響の大きな災害等が発生

し、知事を本部長とする対策本部を設置した場合で、その対策上、食堂スペースが必要と知事が判断したときは、食堂営業を休止していただき、府が必要なスペースを使用できるものとします。

なお、この場合における使用料等の取り扱いについては、その都度、協議するものとします。

- (18) 使用物件は、最善の注意をもって維持管理するものとします。
- (19) 食堂用の機械室には、メンテナンスの為に出入りしますので、扉の前に物を置かないこと。また、出入口から機械室までの通路を確保することとします。
- (20) 府は、食堂利用者に対してアンケートをとることがあり、アンケート結果において利用者に不平不満があり、客観的に合理的と認められるときは、味付け等について改善を求めることがあるものとします。改善を求められた場合は、食堂事業者は誠意を持ってこれに対応するものとします。
- (21) 使用許可面積が変動する際は、大阪府と許可面積の変更手続きを行うこととします。

4 営業の開始について

営業事業者は、府が指定した期日までに食堂の営業を開始してください。

5 原状回復

営業事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、営業事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

6 参考データ

- ① 利用可能座席数 約300席
- ② 食堂の売上げ等の状況（売上額は前事業者の申告額です）

		R1.9~R2.8
食堂売上（1ヶ月当たり）		約1,585千円
光熱水費 （期間額）	電気使用料	約500千円
	水道使用料	約1,330千円
	ガス使用料	約850千円

- ③ 大阪府咲洲庁舎職員等人数（令和2年10月時点）

大阪府職員数 約2,100人

その他民間テナント従業員数 約500人

- ④ 庁内他店舗等の状況

現在（令和2年10月1日時点）における大阪府咲洲庁舎内の飲食に係る店舗等は、次のとおりです。今後の店舗増減について、保証するものではありません。

建物名	階数	店舗の種類
大阪府咲洲庁舎	1階	コンビニエンスストア
	1階	とんかつ屋
	1階	金融機関（ATM）
	2階	弁当屋
	2階	不動産相談等
	3階	歯科医院
	6階	食堂
	6階	仕出し弁当屋
	18階	金融機関
	48階	レストラン

- ⑤ 咲洲庁舎としての閉庁日は、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日、12月29日から翌年1月3日とし、開庁日は閉庁日以外の日とします。

7 その他

この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、大阪府と協議しなければならないものとします。